
アクション・プラン推進委員会共通課題チーム会合

提出資料

平成24年3月2日

山梨県知事 横内正明

共通課題の移管について基本的な考え方

1 府省の自己仕分け4・8事務を地方移管しても、出先機関の原則廃止や地方の自由度向上につながらない。

- ・出先機関事務の約2割に過ぎず、移管しても出先機関の廃止には到底結びつかない。
- ・国に権限を残す「並行権限」を前提としているもの、移管の実態のないもの(入札・契約等の付随事務)が多い。

2 地方の自由度を高める事務を速やかに移管すべき。

- ・アクションプラン推進委員会の要請を受け、全国知事会は「早期移管を求める3分野の事務」を提示(H23.8.30)
- ・速やかな移管に向け、地方が求める3事務と自己仕分け事務を並行して協議を進める。
- ・協議においては、3事務の移管について一定の方向性を見いだすことを優先する。
- ・3事務の中で、自己仕分け結果が「A-b」または「B」となっている事務・権限については、「A-a」として「アクションプラン」3.(1)で扱う。

「重点課題」 「最重点分野」 から 3 事務を絞り込んだ理由

3事務 ⇨ 現在地方自治体で実施している事務との親和性が高い。

地方自治体が実施することで、
政策の総合展開によるメリットや事務の効率化等が期待できる。

自己仕分けでは「国に残す事務」とされているが、いずれも「国に権限を残す例外的な場合」に該当しない。

出先機関	地方が求める事務・権限	府省が自己仕分けで「移管できない」とした理由
地方農政局	農地の転用	・「優良農地の確保」は国の責務
経済産業局	中小企業支援等	・新規産業の環境整備
	技術開発・人材育成等の事業高度化支援	・ソーシャルビジネスの振興等は国が先導的役割を担うべき
	中小企業の経営の向上、新事業の創出等	・全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要
	中心市街地活性化	・全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要 ・都道府県単位では専門人材や十分な事務量を確保できず非効率 ・全国どの地域においても統一的な事務処理がされることが必要
地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可等	・企業立地の促進
		・基準策定から執行までの一体的実施や一元的な指揮命令系統が必要

↑ 「真にやむを得ない理由」があるとは言えない。

地域主権戦略大綱の原則＝国に事務・権限を残す例外的な場合は、真にやむを得ないものに限定。

1. 都道府県間の広域連携等の措置を講じてもおお、著しい支障が生じるもの
2. 統一的な事務処理基準を定めてもおお、著しい支障を生じるもの
3. 緊急対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
4. 地方では人材、知見、事務量の確保が難しく、行政効率が著しく非効率になるもの

3 事務を移譲可能と考える理由及び移譲した場合の具体的効果

地方農政局

事務・権限	移譲可能と考える理由	移譲した場合の具体的効果
農地の転用	・4ha以下の農地転用許可は都道府県で既に実施しており、事務の受入能力に何ら問題はない。	・地方自治体は企業立地やまちづくりなど土地利用に関するあらゆる情報を把握しており、総合的な土地活用の観点から適時的確な判断が可能

経済産業局(中小企業支援等)

事務・権限	移譲可能と考える理由	移譲した場合の具体的効果
新規産業の環境整備 ・エンジェル税制の認定 ・産業クラスターの支援 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	・日頃から地域の中小企業と技術支援等で連携している自治体の方が効果的・効率的な支援が可能	・都道府県の持つ情報やネットワークを活用した総合的支援が実現 ・現在国と地方に別れている支援窓口が一本化され、ワンストップで多彩な支援メニューが提供できるようになる。
技術開発・人材育成等の事業高度化支援 ・地域技術の振興に関する事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務 ・情報処理の促進に関する事務 ・アジア人材資金構想に関する事務	・専門性の高い事務に関しては、マニュアルの整備や都道府県の共同研修等の実施により専門性やノウハウの維持は十分可能	・国と地方の資源(人材・予算)の一元化により、より高度で重点的な支援が可能となる。
中小企業の経営の向上、新事業の創出等 ・ものづくり高度化支援に関する事務 ・新連携支援に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務 ・農商工連携に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務 ・中小企業応援支援センター事業の事務 ・地域商店街活性化法に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務 ・JAPANブランド育成支援事業の事務	・補助事業等に関しては、全国統一的な採択基準等を明示すれば、地方において的確な支援は十分可能	

経済産業局(中小企業支援等)

事務・権限	移譲可能と考える理由	移譲した場合の具体的効果
<p>中心市街地の活性化に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や産業・人材等の資源を踏まえた取組が必要であり、地域に密着した地方自治体の方が効率的な支援が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へのきめ細かな支援や情報提供が実現。
<p>企業立地促進に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規立地につながる人材育成支援に関する事務 		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の持つ情報やネットワークを活用した総合的支援が実現。 ・現在国と地方に別れている支援窓口が一本化され、ワンストップで多彩な支援メニューが提供できるようになる。

地方運輸局

事務・権限	移譲可能と考える理由	移譲した場合の具体的効果
<p>総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情や住民ニーズに精通した地方自治体が担う方が効果的 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政の観点から交通政策を展開することにより、利便性の高い交通体系の構築が可能となる。
<p>旅客自動車運送事業の許認可(バス事業、タクシー事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統一基準の設定や運用指針の作成により、全国統一的な対応は十分可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と地方自治体が連携して独自政策を進めることにより、福祉、地域活性化、観光振興など幅広い分野で成果をあげることが可能となる。
<p>自動車運送業に関する助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可事務と併せて助成事務も地方に一元化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車に関する窓口を地方に一元化することにより、事業者の利便性を確保